（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十八人以内及び投資調査官二十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百九十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百二十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十七人以内を置く。

［２・３　略］

（総務部の所掌事務）

第二百六十三条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　略］

十四　税関の所掌事務のうち、先端技術の導入及び活用並びに高度情報化の推進に関すること。

十五　［略］

十六　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関すること。

十七～二十　［略］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　［略］

２　前項に掲げる課及び室のほか、函館税関、東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に厚生管理官それぞれ一人を、東京税関の総務部に総括システム企画調整官一人を置く。

（人事課の所掌事務）

第二百七十条　［略］

２　長崎税関の総務部人事課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二百七十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

（システム企画調整室の所掌事務）

第二百七十三条　［略］

一　［略］

二　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関すること。

（企画調整官）

第二百七十七条　東京税関の総務部に、企画調整官二人以内を、函館税関及び長崎税関の総務部に、企画調整官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（主任投資調査官及び投資調査官）

第二百三十条の二　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、主任投資調査官十八人以内及び投資調査官十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十九人以内及び金融証券検査官四百九十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十五人以内及び国有財産管理官三百四十人以内を置く。

［２・３　同上］

（総務部の所掌事務）

第二百六十三条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　同上］

［号を加える。］

十四　［同上］

十五　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

十六～十九　［同上］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　［同上］

２　前項に掲げる課及び室のほか、東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に厚生管理官それぞれ一人を、東京税関の総務部に総括システム企画調整官一人を置く。

（人事課の所掌事務）

第二百七十条　［同上］

２　函館税関及び長崎税関の総務部人事課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二百七十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

（システム企画調整室の所掌事務）

第二百七十三条　［同上］

一　［同上］

二　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

（企画調整官）

第二百七十七条　函館税関、東京税関及び長崎税関の総務部に、企画調整官それぞれ一人を置く。

２　［同上］